

平成19年7月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成18年(ワ)第237号損害賠償請求事件

口頭弁論終結の日 平成19年5月17日

判 決

愛媛県

原 告

上記訴訟代理人弁護士

愛媛県西条市

被 告

主 文

- 1 被告は、原告に対し、319万6302円及びうち257万2000円に対する平成18年11月7日から、うち10万円に対する同年8月15日から、それぞれ支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その1を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

1 主位的請求

被告は、原告に対し、360万6302円及びうち257万2000円に対する平成18年11月7日から、うち50万円に対する同年8月15日から、それぞれ支払済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。

2 予備的請求

被告は、原告に対し、339万1160円及びうち257万2000円に対する平成18年11月7日から支払済みに至るまで年6分の割合による金

員を、うち50万円に対する同年8月15日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。

## 第2 事案の概要

被告は、原告に金員を貸し付ける際、原告から、原告の年金証書、年金が振り込まれる郵便貯金通帳及び同通帳のキャッシュカードを預かったが、このような被告の行為は、憲法25条、国民年金法24条、厚生年金保険法41条などに違反する反社会的行為で、原告に対する不法行為を構成するとして、被告が原告の年金受給口座から引き出した金員などについて損害賠償を求める（主位的請求）とともに、被告が引き出した金員などについて法律上の原因がないとして不当利得に基づく返還などを求めた（予備的請求）事案である。

### 1 前提事実（証拠を摘示したものを除いて、当事者間に争いはない。）

(一) 被告は、平成15年1月21日、原告に150万円を貸し付け（以下「本件貸付1」という。）、その際、原告から、原告の年金証書（甲3。以下「本件年金証書」という。）、年金が振り込まれる原告名義の郵便貯金通帳（記号〇〇〇〇〇〇、番号〇〇〇〇〇〇。甲4。以下「本件通帳」という。）及び本件通帳のキャッシュカード（以下「本件カード」という。）を受け取った。

また、被告は、原告に対し、平成16年4月11日に7万円、同年9月26日に7万円、同年12月16日に3万円、平成17年2月21日に3万円を貸し付けた（以下「本件貸付2」という。）（甲10、乙4ないし7、原告及び被告）。

(二) 被告は、別紙計算書1「年月日」欄及び「弁済金額」欄記載のとおり、平成15年2月14日から同18年8月15日までの間、原告から、合計257万2000円の支払を受けた（以下「本件各返済」という。）。このうち、別紙計算書1「番号」欄記載の2、3及び6の合計13万5000円は、原告が被

告に直接支払い、それ以外は、被告が本件通帳から現金を引き出した。

- (三) 原告は、平成18年10月4日、被告に対し、原告訴訟代理人を通じて、本件年金証書などの返還を求め、同月12日、被告からこれらの返還を受けた（甲10、乙11、12及び原告）。

## 2 争点1（主位的請求）

本件貸付1に際し、被告が原告から本件年金証書、本件通帳及び本件カードを預かったことは、原告に対する不法行為となるか。

これが認められた場合、原告の損害額はいくらか。

### (一) 原告の主張

- (1) 被告は、貸金業登録をしないで、違法な年金担保を条件に高金利での金銭貸付を業としているところ、被告は、原告の年金を事実上担保とし、原告に支給される年金をもって本件貸付1及び2（以下「本件各貸付」という。）の返済にあてていた。原告は、年金を担保とすることにより、本件各貸付について被告への返済を強制され、上記のとおり本件各返済を行わざるを得なくなった。

このような被告の行為は、社会的弱者である年金生活者の生活を危機に陥れるきわめて悪質な反社会的行為であり、憲法25条及びその趣旨を受けて年金受領権の担保設定を禁止した国民年金法24条、厚生年金保険法41条に違反する。また、被告の行為は、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）13条2項で禁止される不正又は著しく不当な手段に該当するとともに、同法20条の2に違反し、さらに、年金受給者の生存を確保するため年金に対する差押えを禁止した民事執行法152条1項1号に違反する。

したがって、被告の行為は、原告のような年金受給者の生活を困窮、危機に陥れる反社会的な違法行為で、原告に対する不法行為（民法709条）を構成する。

(2)① 被告の不法行為により、原告は、本件各返済を行わざるを得なくなり、合計257万2000円の損害を被った。

また、不法行為によって生じた損害について、不法行為時から遅延損害金を支払う義務があるが、本件各返済について別紙計算書1「経過遅延損害金」欄記載のとおり遅延損害金が発生し、その合計は別紙計算書1「遅延損害金合計」欄記載のとおり、平成18年11月6日時点で22万4302円となる。

② 原告は、その収入のほとんどが年金であったため、本件年金証書などを被告に担保として提供したことで、それらを取り戻すまでの約3年間苦しい生活を強いられ、精神的苦痛を被った。これを慰謝するには50万円を下らない。

③ 原告は、被告に対し、不法行為による損害賠償を請求するため、原告訴訟代理人に依頼して本件訴訟を提起しているから、本件訴訟に要した弁護士費用も、被告の不法行為によって生じた損害にあたる。そして、弁護士費用としては31万円が相当である。

(3) よって、原告は、被告に対し、不法行為による360万6302円(257万2000円+22万4302円+50万円+31万円)の損害賠償と、うち257万2000円に対する平成18年11月7日から、うち50万円に対する同年8月15日から、それぞれ支払済みに至るまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## (二) 被告の認否反論

原告の主張はいずれも否認ないし争う。

被告は、原告から本件年金証書、本件通帳及び本件カードを差し出されてこれらを預かっただけで、本件年金証書などの提出を求めている。また、被告は、原告の事前の了解を得て、本件カードを使って本件通帳から原告の年金を引き出したのであり、原告に本件各返済を強制したわ

けでもない。

### 3 争点2（予備的請求）

原告の被告に対する不当利得返還請求の可否とその額。

#### (一) 原告の主張

- (1) 年金を担保とする本件各貸付は、年金受給者の生活を困窮、危機に陥れる反社会的な違法行為であるから、公序良俗（民法90条）に違反する。

したがって、被告は、本件各返済によって受領した257万2000円につき法律上の原因なくして不当に利得している。

- (2) 被告は、貸金業を行う以上、年金担保貸付が違法であることを当然知っていたはずで、上記不当利得につき悪意の受益者といえる。そして、このような被告について、商法を適用しないのは不合理であるから、被告は、上記金員について年6分の利息を付して返還する義務があり、その額は、別紙計算書2記載のとおり、平成18年11月6日時点で26万9160円となる。

- (3) さらに、被告は、悪意の受益者として損害賠償義務を負うところ、上記のように、原告は、被告の行為によって精神的苦痛を被り、それを慰謝するには50万円を下らないし、本件訴訟を提起したことによる弁護士費用5万円の損害を被った。

- (4) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求などとして合計33万9160円（257万2000円＋26万9160円＋50万円＋5万円）の支払と、うち257万2000円に対する平成18年11月7日から支払済みに至るまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金、うち50万円に対する同年8月15日から支払済みに至るまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

#### (二) 被告の認否反論

原告の主張は否認ないし争う。

#### 4 争点3

被告に対する不法行為に基づく損害賠償あるいは不当利得による返還請求が認められる場合、原告が本件各貸付によって受け取った合計170万円を控除すべきか。

##### (一) 被告の主張

原告は、本件貸付1により150万円を、本件貸付2により合計20万円を受け取っているから、被告に対する損害賠償請求あるいは不当利得返還請求が認められたとしても、原告が受領した上記170万円を控除すべきである。

##### (二) 原告の反論

争う。

損益相殺は、損害賠償と同一の原因によって利益を受けた場合、衡平の見地からその利益を損害額の算定の際に考慮するというものであるから、損益相殺の対象となる利益は、加害と相当因果関係にあり、かつ、損失を補填する性質を有することを要する。本件において、被告が原告に本件各貸付として交付した合計170万円は、原告から本件年金証書などを取り上げ、そこから金員を引き出すための端緒にすぎず、原告が被った損害、損失を補填するものではない。また、本件各貸付は、公序良俗に違反する以上、損益相殺の趣旨である「公平性」の観点からも、原告に交付された170万円を考慮すべきではない。

#### 第3 争点に対する判断

1 証拠（甲1ないし5, 7, 8, 10ないし12, 乙1の1ないし5, 乙2の1ないし4, 乙3の1ないし4, 乙4ないし7, 10, 22, 証人長戸, 原告及び被告）及び前提事実によれば、以下の事実を認めることができる。

(一)(1) 原告の息子で、本件貸付1の連帯保証人である〇〇〇治（以下「〇〇〇」

治」という。)は、事業を営んでいたものの、事業資金に不足し、すでに多額の借金をしていたことから、自ら事業資金を調達することができなかった。原告は、被告(以下「被告」という。)から、年金を担保に貸付をする被告を紹介され、平成14年12月ころ、原告に、150万円ほど借りてくれないかと依頼した。

被告は、愛媛県[ ]内でビジネスホテル「[ ]」を営んでいるが、それとともに、貸金業も営んでいて、平成11年6月14日から3年間、[ ]の代表者として貸金業登録(登録番号[ ]号)をしていた。

また、原告に被告を紹介した被告は、当時、被告が所有するアパートの賃借人で、原告及び被告は、被告と全く面識がなかった。

(2) これにつき、被告は、貸金業を営んでいることを否定し、証拠(甲19及び被告)には、この主張に沿う記載及び供述がなされている。

しかし、上記認定事実にあるように、被告は平成11年6月14日に貸金業登録をしていること、証拠(甲12、乙10及び被告)によれば、被告名義の[ ]銀行[ ]支店の口座には、個人名義あるいは会社名義での入金が多数存在することからすると、これらの記載及び供述の信用性には疑問があり、これらを採用することはできない。

(ニ)(1) 原告は、被告から被告のことを聞き、被告に電話したところ、被告からも年金を担保にする貸付で、年金証書、印鑑、通帳、キャッシュカードを持参するよう言われた。被告は、本件貸付1がなされた平成15年1月当時、貸金業法に基づく貸金業登録を受けていなかった。

原告は、平成15年1月21日、被告の運転する車で、被告の経営する[ ]市内のビジネスホテルに行った。原告及び被告は、この時初めて被告と会い、被告は、被告から、借金の目的について尋ねられたので、事業資金であると回答した。





り、これらを採用することはできない。

(三)(1) 被告は、原告から、本件年金証書、本件通帳及び本件カードを受け取り、平成15年2月14日、本件通帳から1万円を引き出した。

原告は、平成15年2月28日、被告から指示された本件貸付1の金利として7万5000円を被告に支払ったが、生活が苦しいため、その後月7万5000円の利息を支払うことができず、同年3月30日に3万円、同年6月16日に3万円を支払っただけであった。

(2) 被告は、平成15年8月ころ、原告宅を訪れ、原告に本件カードの暗証番号を尋ねた。原告は、被告から、原告が暗証番号を変えたかのような口調で言われたので、以前に教えた暗証番号と同じであると回答した。

これにつき、被告は、原告宅を訪れたのは本件通帳から原告の年金を引き出していかどうかを再度確認するためであったと主張し、証拠（被告）には、この主張に沿う供述がなされている。しかし、すでに述べたように、被告は、原告の年金を担保に本件貸付1を行っているから、このような確認をすること自体不自然であり、むしろ、後記のように、平成15年8月から原告の年金が本件通帳に入金されるようになることから、本件カードを使って年金の引き出しができるかどうかを再度確認するため、原告宅を訪れたと考えられる。

したがって、上記供述内容を採用することはできない。

(3) 平成15年8月以降、本件通帳に年金が入金されるようになったが、被告は、原告や治から本件貸付1の返済がないことから、平成16年3月27日、本件カードを使って本件通帳から46万円を引き出し、以後、同18年8月15日までの間、別紙計算書1「年月日」欄記載の年月日に、同計算書1「弁済金額」欄記載の金額を引き出した。被告は、本件通帳に年金が入金されると、入金された額とほぼ同額を引き出して、

そのため、年金を引き出した後の本件通帳の残はほとんどなかった。

(四)(1) 原告は、夫の年金16万円と自己のパート収入2万円で生活していたが、夫がアルコール依存症で入院するなどしたため、生活費が不足し、被告に、年金の一部を渡してくれないかと打診した。しかし、被告は、これを拒否し、貸付であれば応じると回答した。そこで、原告は、平成16年4月11日に7万円、同年9月26日に7万円、同年12月16日に3万円、平成17年2月21日に3万円を借り受けた（本件貸付2）。

原告は、平成17年5月ころ、年金を担保に銀行から借入ができることを知り、その旨を被告に伝えて、本件年金証書などの返還を求めた。しかし、被告は、郵便局では年金を担保に借入はできないなどと言ってこれに応じず、原告が郵便局ではなく、          銀行からの借入である旨を伝えても、これに応じなかった。

さらに、原告は、平成18年初めころから、被告に対し、これまでの計算書と返済の明細書などを提出するよう求めたが、被告は、計算ができていないなどと回答してこれにも応じなかった。

(2) 原告は、原告訴訟代理人に被告からの本件各貸付について相談したところ、原告訴訟代理人は、平成18年10月4日、被告に対し、本件年金証書などの返還を求める旨の文書を送付した。その結果、被告は、同月12日、原告から受領した本件年金証書、本件通帳及び本件カードを原告訴訟代理人に返還した。

## 2 争点1について

(一)(1) 国民年金法24条及び厚生年金保険法41条は、給付を受ける権利ないし保険給付を受ける権利について担保に供することができないと規定しているところ、これは、年金受給者の生活を保護しようとする趣旨であるから、貸付に際し年金を担保とする行為は、これらの規定に違反する違法な行為といわざるを得ない。そして、上記認定事実にある

ように、被告は、本件貸付1に際し、原告から、本件年金証書、本件通帳及び本件カードを受け取り、本件通帳から原告の年金を引き出しているから、本件貸付1は原告の年金を担保とするものといえる。

したがって、被告の行為は、原告に対する不法行為を構成する。

(2) これに対し、被告は、年金を担保とする行為が違法であるとの認識を有していなかったと主張する。

しかし、すでに認定したように、被告は、ビジネスホテルを営むかたわら、貸金業を営み、貸金業の登録も受けていたことからすると、年金を担保とする行為が違法であることを十分認識していたと考えられる。

したがって、上記主張を採用することはできない。

(1) 被告は、原告の年金を担保とすることにより、原告に本件各返済を行わせ、原告から合計257万2000円を得ているから、原告は、同額の損害を被ったといえる。

また、不法行為による損害賠償請求権は、不法行為時から遅延損害金が発生するところ、本件各返済について別紙計算書1「経過遅延損害金」欄記載のとおり遅延損害金が発生し、その合計は同計算書1「遅延損害金合計」欄記載のとおり、平成18年11月6日時点で22万4302円と認められる。

(2) 上記認定事実によれば、原告は、平成15年1月21日に本件年金証書などを被告に預け、その後、同18年10月12日に原告訴訟代理人を通じてこれらの返還を受けていること、原告は、平成15年6月まで失業保険を支給されていたため、年金の支給は同年8月以降で、本件年金証書などの返還を受けた平成18年10月まで、約3年にわたって年金を受領することができなかったこと、この間、原告は、生活費の不足から、被告に年金の一部を渡してほしいと打診したが、被告はこれを拒否し、

その結果、原告は、被告からさらに金員を借りざるを得なくなったこと（本件貸付2）が認められる。そして、このような事実を照らせば、上記被告の違法な行為により、原告は精神的苦痛を被ったと認められるとともに、原告が被った精神的苦痛を慰謝するには10万円が相当である。

したがって、原告は、被告に対し、10万円の慰謝料を請求することができる。

(3) 原告は、本件訴訟を提起するため、原告訴訟代理人に依頼しているところ、本件において、被告に損害賠償を請求するには、法律の専門家の関与が必要と考えられるから、本件訴訟に要した弁護士費用も被告の不法行為によって生じた損害といえる。そして、上記認定事実や本件訴訟の経過に照らせば、弁護士費用としては30万円が相当である。

(三) 以上によれば、原告は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償など合計319万6302円（257万2000円＋22万4302円＋10万円＋30万円）の支払と、うち257万2000円に対する不法行為後である平成18年11月7日から、うち10万円に対する不法行為後である同年8月15日から、それぞれ支払済みに至るまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を請求することができる。

### 3 争点3について

被告は、原告に対する本件各貸付分（合計170万円）を控除すべきであると主張する。

(一) 上記認定事実にあるように、本件貸付1は、原告の年金を担保とする貸付で、上記のような年金を担保に供することを禁じた法の趣旨に照らすと、本件貸付1は、原告の生活を脅かす極めて悪質な貸付といえ、公序良俗（民法90条）に反するものといわざるを得ない。また、本件貸付2も、原告の年金を担保にしたまま、原告がその一部を渡すよう求めた

のにこれを拒否した上でなされた貸付で、原告の窮状に乗じたものといえ、本件貸付1と同様、公序良俗（民法90条）に反するものといわざるを得ない。

上記被告の主張は、損益相殺の主張と考えられるところ、本件各貸付は、公序良俗に違反し、被告は給付したものの返還を請求することができないこと（民法708条）に照らすと、原告の被告に対する損害賠償請求に際し、本件各貸付分（合計170万円）を控除することは、当事者間の衡平を図ろうとした損益相殺の趣旨に反するといえる。

したがって、原告に対する本件各貸付分（合計170万円）を損益相殺として考慮することはできない。

(二) また、被告の主張は、本件各貸付による貸金債権との相殺を主張するものとも考えられる。

しかし、すでに述べたように、被告は、本件各貸付によって原告に給付したものの返還を請求することができないのであるから、原告に対する自動債権が存在しているとはいえないし、仮に、自動債権が存在しているとしても、原告の被告に対する損害賠償請求権（受動債権）は、被告の不法行為によって生じたものであるから、上記債権をもって相殺することはできない（民法509条）。

(三) 以上によれば、原告の被告に対する損害賠償請求にあたり、原告に対する本件各貸付分（合計170万円）を控除することはできず、上記被告の主張を採用することはできない。

4 よって、原告の請求は、上記の限度で理由があるのでその限度でこれを認容して、その余の請求を棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条を、仮執行宣言につき同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

松山地方裁判所西条支部

裁判官 末吉 幹 和

これは正本である。  
平成 19 年 7 月 5 日

松山地方裁判所西条支部  
裁判所書記官 石川 豪



## 計算書 1

番号	年月日	元金	利率	日数	経過遅延損害金	遅延損害金合計	損害元金		
1	2003/2/14	10,000	0.05				10,000		
2	2003/2/28	75,000	0.05	15	20	20	85,000	0	0
3	2003/3/30	30,000	0.05	30	349	369	115,000	0	0
4	2003/4/15	0	0.05	16	252	621	115,000	0	0
5	2003/5/15	0	0.05	30	472	1,093	115,000	0	0
6	2003/6/16	30,000	0.05	32	504	1,597	145,000	0	0
7	2003/7/15	0	0.05	29	576	2,173	145,000	0	0
8	2003/8/15	0	0.05	31	615	2,788	145,000	0	0
9	2004/3/27	460,000	0.05	225	4,464	7,252	605,000	0	0
10	2004/4/16	133,000	0.05	20	1,653	8,905	738,000	0	0
11	2004/6/15	144,000	0.05	60	6,049	14,954	882,000	0	0
12	2004/8/13	144,000	0.05	59	7,109	22,063	1,026,000	0	0
13	2004/9/26		0.05	44	6,167	28,230	1,026,000	0	0
14	2004/10/15	139,000	0.05	19	2,663	30,893	1,165,000	0	0
15	2004/11/10		0.05	26	4,137	35,030	1,165,000	0	0
16	2004/12/15	138,000	0.05	35	5,570	40,600	1,303,000	0	0
17	2004/12/16		0.05	1	178	40,778	1,303,000	0	0
18	2005/2/15	138,000	0.05	61	10,880	51,658	1,441,000	0	0
19	2005/2/21		0.05	6	1,184	52,842	1,441,000	0	0
20	2005/4/17	139,000	0.05	55	10,856	63,698	1,580,000	0	0
21	2005/6/15	138,000	0.05	59	12,769	76,467	1,718,000	0	0
22	2005/8/21	139,000	0.05	67	15,767	92,234	1,857,000	0	0
23	2006/3/10	415,000	0.05	201	51,131	143,365	2,272,000	0	0
24	2006/4/14	100,000	0.05	35	10,893	154,258	2,372,000	0	0
25	2006/6/15	100,000	0.05	62	20,145	174,403	2,472,000	0	0
26	2006/8/15	100,000	0.05	61	20,656	195,059	2,572,000	0	0
27	2006/11/6		0.05	83	29,243	224,302	2,572,000	0	0
28	総合計	2,572,000	0.05	0	0	0		0	0
29	2~8の合計	135,000	0.05	0	0	0	0	0	0
30			0.05	0	0	元利合計	2,796,302	0	0

## 計算書2

番号	年月日	元金	利率	日数	利得元金	利息6%	利息残額
1	2003/2/14	0	10,000	0	-10,000		
2	2003/2/28	0	75,000	15	-85,000	-24	-24
3	2003/3/30	0	30,000	30	-115,000	-419	-443
4	2003/4/15	0	0	16	-115,000	-302	-745
5	2003/5/15	0	0	30	-115,000	-567	-1,312
6	2003/6/16	0	30,000	32	-145,000	-604	-1,916
7	2003/7/15	0	0	29	-145,000	-691	-2,607
8	2003/8/15	0	0	31	-145,000	-738	-3,345
9	2004/3/27	0	460,000	225	-605,000	-5,357	-8,702
10	2004/4/16	0	133,000	20	-738,000	-1,983	-10,685
11	2004/6/15	0	144,000	60	-882,000	-7,259	-17,944
12	2004/8/13	0	144,000	59	-1,026,000	-8,533	-26,474
13	2004/9/26	0	0	44	-1,026,000	-7,400	-33,874
14	2004/10/15	0	139,000	19	-1,165,000	-3,195	-37,069
15	2004/11/10	0	0	26	-1,165,000	-4,965	-42,034
16	2004/12/15	0	138,000	35	-1,303,000	-6,684	-48,718
17	2004/12/16	0	0	1	-1,303,000	-213	-48,931
18	2005/2/15	0	138,000	61	-1,441,000	-13,056	-61,987
19	2005/2/21	0	0	6	-1,441,000	-1,421	-63,408
20	2005/4/17	0	139,000	55	-1,580,000	-13,028	-76,436
21	2005/6/15	0	138,000	59	-1,718,000	-15,323	-91,759
22	2005/8/21	0	139,000	67	-1,857,000	-18,921	-110,680
23	2006/3/10	0	415,000	201	-2,272,000	-61,357	-172,037
24	2006/4/14	0	100,000	35	-2,372,000	-13,071	-185,108
25	2006/6/15	0	100,000	62	-2,472,000	-24,174	-209,282
26	2006/8/15	0	100,000	61	-2,572,000	-24,787	-234,069
27	2006/11/6	0	0	83	-2,572,000	-35,091	-269,160
28	総合計	0	0	0	-2,841,160	0	0
29		0	0	0	0	0	0